

平成 29 年度 全事業共通 注意事項（申請前に必ずお読みください）

1. 申請書の提出期限を厳守してください。

申請書受付〆切 → 事業審査会 → 交付決定 となるため、申請書が遅れると事業審査会が開催できず、他の申請団体へも迷惑をかけることとなります。提出期限に間に合わない場合は、次回の審査会へ繰り越しになることもありますのでご注意ください。

2. 必ず交付決定が出てから、作業を開始してください。

申請＝交付決定ではありません。事業審査会を開催して、採択・不採択を決定します。作業は必ず交付決定日より後に開始してください。交付決定日より前の日付の請求書および領収書は無効となり、助成金を支払うことができませんのでご注意ください。

※交付決定より前に実施する場合は「事前着手届」の提出により、作業が可能となりますので、事務局までご相談ください。

3. その他申請に際しての注意事項について

① 下記の経費は助成対象外となっています。

- ・ 業者への一括委託での実施（植樹、育樹等）
- ・ 果樹
- ・ 草花購入費及び花壇の造成費
- ・ 通常的に行われる団体の運営経費（事務所借上費、事務費、人件費等）
- ・ 飲食費（但し、作業中の飲料水（スポーツドリンク、お茶、ジュース、コーヒーなど）は対象可。1人100円程度×参加人数）
- ・ 総額3万円（税を除く）を超える作業用具の購入費（刈り機、チェーンソー等の動力。超えた金額は自己負担）
- ・ 総額2万円を超える講師の報償費（超えた金額は自己負担）
- ・ 3mを超える大苗
- ・ 総額3万円（税を除く）を超える啓発看板・標柱費（超えた金額は自己負担）

② 植樹事業を行う場合は、原則として啓発看板もしくは標柱を設置してください。

③ 苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で地域に適したものとしてください。

なお、県外産を購入する場合は、納品書等に産地を明示してください。

④ 植樹・育樹面積、苗木の種類・規格（樹高、2.5m以上のものは幹周も）・本数・単価を必ず記載してください。

⑤ 苗木の購入価格については、建設物価（平成29年2月号）に掲載されている苗木単価を参考にしてください。

⑥ 助成金振込口座・口座番号の確認をお願いします。口座等の記載間違いによる再度の振込については、振込手数料を申請者負担としますので、ご了解願います。

※申請書を提出する前に、注意事項が守られているか再度確認をお願いします。

<お願い> 会員加入について

当委員会の運営は会費に大きく依存しています。「にいがた緑の百年物語県民運動」に参加して頂いているという「あかし」でもありますので、助成を受ける未加入の団体は会員加入にご協力をお願いします。